平成２１年（フ）第１１６５号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目30番18号　ホワイトヴィラ２番館102号
債務者　斉藤　由美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３４号
奈良県吉野郡大淀町大字北野12番地の22　藤田方
債務者　西垣　友一
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第３５０号
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志172番地
債務者　田中裕美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５３号
鳥取県八頭郡八頭町郡家255番地　竹内住宅西１号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町福本25番地12
債務者　山本　幸男
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４９号
鳥取県米子市榎原1356番地３
債務者　徳本　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６７号
鳥取県米子市車尾６丁目６番８号
債務者　大東ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２７３号
鳥取県米子市新開７丁目10番５号103号
債務者　飛田　　充
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４０２号
山口県下関市安岡町２丁目15番28号　ハイツひまわり203号
債務者　皆本　賢三
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４０９号
山口県下関市安岡町２丁目15番28号　ハイツひまわり203号
債務者　皆本　律子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６９号
山口県下関市菊川町大字下岡枝570番地３
債務者　出口　浩幸
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第８０１号
愛媛県松山市北土居１丁目11番41号
債務者　松澤　弘子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０５号
愛媛県松山市南江戸２丁目１番３号
債務者　東岡　圭子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８０６号
愛媛県松山市来住町1207番地　久米南団地15号
債務者　杉本カズミ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１２号
愛媛県松山市南高井町229番地
債務者　井門さゆり
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第８１４号
愛媛県松山市東垣生町450番地
債務者　橘　奈方子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１３０号
福岡県三潴郡大木町大字大角13番地
債務者　渋谷　敏雄
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第３１１８号
神奈川県海老名市国分北１丁目24番16―209号
債務者　竹内　正治
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部